

8月1日より国保高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へ、8月1日から利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証(保険証)と一緒に提示してください。

なお、新しい高齢受給者証は、28年中の所得状況により一部負担金の割合が決定されています。

古い高齢受給者証は、市民課へご返却いただくか、ご自身で破棄をお願いします。

■高齢受給者証の適用時期

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から適用となりますので、適用月の前月末までにご自宅へ郵送します。

■高齢受給者証の有効期限

平成30年7月31日
ただし、75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日。

■問い合わせ先

市民課
☎(32)888955

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新時期です

認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降も認定証が必要な場合は申請をお願いします。

■申請開始日

8月1日(火)

■内容 外来で高額になるときや入院した場合、限度額認定証を提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

住民税課税世帯の方は「限度額適用認定申請」、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定申請」となります。(限度額適用申請は、国民健康保険税の未納がない方が対象となります。)

また、(食事療養費)標準負担額減額認定申請は、資格証明書を除く住民税非課税世帯の方が対象となります。70歳以上の方に限度額適用認定証は発行されませんが、住民税非課税世帯の方には「限度額適用・標準負担額減額認定申請」をすることができます。

■問い合わせ先

市民課
☎(32)888955

ひとり親家庭の就業支援

○自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職につなげる能力開発のために教育訓練講座を受講した場合に、支払った受講料の60%(上限20万円)を助成します。なお、助成額が1万2千円を超えない場合は支給対象にはなりません。

○高等職業訓練促進給付金
母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得するために養成機関で修業する場合、月額最高10万円(上限3年)が支給されます。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
高等学校を卒業していない母子・父子家庭の親及び子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために受講した講座の修了時に、支払った受講料の20%(上限10万円)を助成します。なお、助成額は4千円を超えない場合は対象にはなりません。

どの給付金についても詳細な要件があるため、事前にこ

ども福祉課までご相談ください。

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(32)89003

QRコード付シールの申請を受け付けています

市では、認知症等により徘徊癖のある高齢者等に対し、QRコード利用し名前、緊急連絡先等が分かるシールを配布しています。

■利用対象者

・徘徊行動の見られるおむね65歳以上の高齢者
・障害者自立支援法に規定する障害者および障害児で、所在が不明となるおそれがある方。
・その他市長が認める方

■費用 年間1,000円

■申請方法

窓口にて申請用紙と費用徴収用紙を書いていただきます。印鑑と口座の分かる物をご持参ください。

■問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)89004

オレンジリボンキャンペーン「みんなで守ろう!」子どもの笑顔

全国的に児童虐待に関する相談件数は増加しています。児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。児童虐待問題に対応するため、児童虐待防止講演会を次のとおり開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

■日時 8月23日(水)
午後1時30分~3時30分
(午後1時受付開始)

■会場

市役所

■内容 家族の中の暴力く児童虐待・DVの視点から

■講師 認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ

理事長 中村 明美氏

■参加費 無料

■予約 不要

■対象者 子どもに関わる方
子育て中の方、児童虐待防止

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(32)89003